

神戸らしいファッション文化を振興する条例

令和3年6月17日
条例第4号

神戸市は、慶応3年の開港以来、諸外国との様々な交流の中から開放的で創造性に富んだ独自の文化と産業を発展させてきた。この独自の文化は、ハイカラ、上質などとイメージされてきた。

昭和48年には全国に先駆けてファッション都市宣言を行い、衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をファッション産業として振興してきた。その中で、真珠加工、ケミカルシューズ、アパレル、清酒、洋菓子、パン、コーヒー、スポーツ関連をはじめとする神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等のほか、神戸ワインや、美容関連製品等ファッション性豊かなものがファッション産業として発展してきた。また、神戸の地場産品等は、神戸らしいファッション文化の確立、魅力的な都市イメージの醸成に貢献している。

しかしながら、近年、流通構造の変化、海外製品との競争激化、消費者ニーズの多様化等、神戸のファッション産業は多くの課題に直面している。

一方、ケミカルシューズ産業では神戸シューズが、清酒産業では灘の酒が、地域団体商標の商標登録（商標法（昭和34法律第127号）第7条の2第1項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。）を受けるなど、競争力の強化、地域経済の活性化に向け、事業者においてそれぞれ取り組まれているところである。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々のライフスタイルは大きく変化し、アフターコロナ等への対応が必要とされていることや持続可能な生産と消費の実現を目指すSDGsの取組が世界中で広がっていることなど、これまでとは異なる新たな行動や価値観が求められている。

このような状況を踏まえ、市と事業者が共に、市民に対して神戸の地場産品等の魅力について啓発するよう努めるとともに、市、市民及び事業者が一体となって、大学・専門学校等とも連携しながら、神戸の地場産品等の市内における活用及び普及並びに国内外への効果的な情報発信に努め、神戸らしいファッション文化を振興し、次世代に引き継いでいけるよう、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が共に、神戸らしいファッション文化を振興することにより、これを次世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）ファッション産業

神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等ファッション性豊かな衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をいう。

（2）神戸の地場産品等

ファッション産業に係る地場産品等であって、市内において生産され、加工され、又は

流通するものをいう。

(3) 神戸らしいファッション文化

神戸独自のファッション性豊かな装いやライフスタイルといった文化をいう。

(市及び事業者の役割)

第3条 市及び事業者は、相互に連携し、及び協力しながら、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 神戸の真珠加工品、シューズ又はアパレル製品を取り入れた装いその他神戸の地場産品等を取り入れたライフスタイルその他の神戸らしいファッション文化について市民に啓発すること。

(2) 市民と共に神戸の地場産品等を活用し、及び普及すること。

(3) 市民と共に神戸の地場産品等の魅力を国内外へ情報発信すること。

(4) ファッション産業の発展に必要な人材を育成する仕組みを構築すること。

(市民の意思等の尊重)

第4条 市及び事業者が、神戸らしいファッション文化を振興するに当たっては、市民の自由な意思及び選択を尊重するものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、日常生活や贈答の場面における神戸の地場産品等の利用を通して、神戸らしいファッション文化に理解を深め、その魅力発信等に協力するよう努めるものとする。

(地場産品等の優先活用等)

第6条 市は、自らが主催する行事等において物品等を提供するときは、できるだけ優先的に神戸の地場産品等を活用するよう努めるものとする。

2 市は、事業者と連携して、ファッション産業に関連する市の事業等の多様な機会を通じ、市民が神戸の地場産品等に接することのできる場の提供に努めるものとする。

3 事業者は、市が前項の場の提供を行うときは、これに協力するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進等)

第7条 事業者は、自らの事業に係る神戸の地場産品等のブランド化その他の魅力向上の取組に努めるものとし、市は、事業者の取組を支援するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業に係る神戸の地場産品等について、イノベーションを起こし、海外を含む新たな市場の開拓に取り組むよう努めるものとし、市は、事業者の取組を支援するよう努めるものとする。

(他の施策との連携)

第8条 市は、観光に関する施策との連携を図り神戸の地場産品等の観光客による消費促進及び観光資源としての活用を努めること並びに市が進める多様な施策と連携することにより、神戸らしいファッション文化の振興に努めるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、神戸らしいファッション文化の振興に関する市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。